

新発田市避難行動要支援者 避難支援プラン

平成27年11月

新 発 田 市

1 目的

災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に自力で避難することが難しく、支援が必要となる高齢者や障がい者等に対して、災害情報を的確に伝達し、早期に安全な場所へ避難することができる支援体制を構築し、地域で支え合い災害に強いまちづくりを推進するため、災害対策基本法第四九条の十に規定する避難行動要支援者名簿の作成及び平時における関係機関への情報提供など必要な事項を定めることを目的とする。

2 避難行動要支援者名簿登録対象者

このプランの避難支援の対象となる者は、市内に在宅で居住する高齢者や障がい者等で、災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に自力で避難することが難しく、災害情報（市が発令する避難準備情報、避難勧告又は避難指示）の入手が困難な者などで家族等の支援が得ることができないおそれのある者のうち次に掲げる（以下「避難行動要支援者」という。）者とする。

- (1) 65歳以上の一人暮らし高齢者
- (2) 障がい者
- (3) 要介護認定者
- (4) 特定疾患医療受給者の内、市へ情報提供があった者
- (5) その他支援を必要としている者

3 避難支援者等

新発田警察署、新発田地域広域消防本部、新発田市消防団、民生委員（児童委員）、自治会及び自主防災組織、新発田市地域包括支援センター、新発田市社会福祉協議会（以下「避難支援者等」という。）をいう。

4 避難行動要支援者名簿（事前提供名簿）登録者

避難行動要支援者名簿に記載された者のうち、平時における避難支援者等への名簿提供に同意した者

5 避難行動要支援者名簿（未同意者名簿）登録者

避難行動要支援者名簿に記載された者のうち、避難行動要支援者名簿（事前提供名簿）に記載されていない者

6 避難行動要支援者名簿（事前提供名簿）への登録推進

市は、目的達成のため関係課職員及び民生委員（児童委員）により事前提供名簿への登録を推進するものとする。その際、「避難行動要支援者名簿登録対象者」に対して直接及び自治会や関係機関等を通じ、制度の周知や、付随する事前提供名簿への同意の働きかけを行う。

7 避難行動要支援者名簿（事前提供名簿）の提供

避難支援者等のうち、外部機関については、次のように取り扱う。

(1) 行政機関及び公的機関

各機関の規則等に基づき各機関において個人情報保護を実施する。

(2) 自治会及び自主防災組織

個人情報の保護に配慮し事前提供名簿の受理と引き換えに受取確認書を市に提出する。

8 避難支援者等の役割

避難支援者等は、避難行動要支援者に対して次に掲げる支援を行う。

また、円滑に避難支援を行うため、避難行動要支援者一人ひとりの避難計画である避難行動要支援者個別避難支援プランの整備に努める。

(1) 災害時における災害情報の伝達、安否確認、避難誘導等

(2) (1)の活動を円滑に行うため、平時における声かけ、安否確認

ただし、大規模な災害が発生した場合、避難支援者等も被災者となることから、避難行動要支援者名簿（事前提供名簿）の受領により過重な責任を強要するものではない。

9 避難行動要支援者名簿（事前提供名簿）の登録申請手続き

(1) 「2」(1)から(5)に規定する対象者本人への郵送、及び広報しばた、市ホームページ等で市民に広く周知した上で、本人からの自発的な「手上げ方式」による登録の他、「6」の規定による推進を行う。

(2) 避難行動要支援者が避難行動要支援者名簿（事前提供名簿）登録同意書（以下「同意書」という。）により個人情報の提供について同意した場合は、避難行動要支援者名簿（事前提供名簿）への登録を行う。

(3) (1)について、本人の登録手続きが困難な場合は、次に掲げる代理者により同意書の記載を行うことができる。

① 法定後見人にある者、同居の親族（内縁を含む）又はその他の親族

② 当該民生委員

③ 当該自治会の長

(4) 福祉関係課、各支所において新規登録者への情報提供及び登録申請書の受付等を行う。

(5) 避難行動要支援者が同意しない場合は、避難行動要支援者名簿（未同意者名簿）に記載し、市内部関係課のみが情報を共有することとし、避難支援者等への外部提供はしない。ただし、災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれのある場合は、必要に応じて避難行動要支援者名簿（未同意者名簿）も避難支援者等へ情報を提供して避難支援活動を行うことができる。なお、災害対応終了後は、速やかに避難行動要支援者名簿（未同意者名簿）を回収する。

10 避難行動要支援者名簿の整備

(1) 避難行動要支援者の情報収集

名簿の作成に当たり、福祉関係課の各種台帳及び基幹系電算システム等から「2」(1)から(4)で規定する対象者の情報を収集する。

(2) 避難行動要支援者名簿の種別と項目

災害対策基本法第四九条の十に規定する「避難行動要支援者名簿」の他、避難支援者等への情報の提供に同意した「事前提供名簿」と同意しない「未同意者名簿」を作成する。

また、名簿の項目は次のとおり。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿の取扱い

避難行動要支援者名簿は、次表のとおり取り扱うものとする。

避難行動要支援者名簿の取り扱い

	名簿種別	取扱い	
平時	事前提供名簿	情報共有先	1 市内部関係課 (地域安全課、健康推進課、高齢福祉課、 社会福祉課、市民まちづくり支援課、 各支所) 2 新発田警察署 3 新発田地域広域消防本部 4 新発田市消防団 5 民生委員 (児童委員) 6 自治会 7 自主防災組織 8 新発田市地域包括支援センター 9 新発田市社会福祉協議会
		管理方法	1 名簿は、逐次加除修正し、年1回内容を更新した名簿を避難支援者等へ提供する。 2 避難支援者等のうち、自治会、自主防災組織は、個人情報保護に配慮し名簿と引き換えに受取確認書を市に提出する。
	未同意者名簿	情報共有先	1 市内部関係課 地域安全課、健康推進課、高齢福祉課、 社会福祉課、市民まちづくり支援課、 各支所 ※ 上記以外は外部提供しない。 ※ 但し、民生委員(児童委員)は「避難行動要支援者名簿兼高齢者台帳」が本来業務に必要な資料として配付されている。
		管理方法	※ 上記以外は外部提供しない。 ※ 但し、民生委員(児童委員)は「避難行動要支援者名簿兼高齢者台帳」が本来業務に必要な資料として配付されている。

災害が発生した場合又は災害の発生するおそれのある場合	事前提供名簿	平時事前提供名簿取扱い同様	
	未同意者名簿	情報提供先	1 市内部関係課 地域安全課、健康推進課、高齢福祉課、 社会福祉課、市民まちづくり支援課、 各支所 2 新発田警察署 3 新発田地域広域消防本部 4 新発田市消防団 5 民生委員（児童委員） 6 自治会 7 自主防災組織 8 新発田市地域包括支援センター 9 新発田市社会福祉協議会
避難準備情報発令時等		管理方法	※ 市内部関係課、以外は、災害対応終了後、未同意者名簿は回収する。

11 避難行動要支援者名簿の情報提供先

情報提供先	情報提供担当課	
	事前提供名簿（平時）	未同意者名簿（災害時）
新発田警察署 新発田地域広域消防本部	地域安全課	同左
新発田市消防団	地域安全課	地域安全課 （新発田地域）
		各支所（各支所地域）
自主防災組織	地域安全課 （新発田地域）	地域安全課 （新発田地域）
		各支所（各支所地域）
新発田市地域包括支援センター	高齢福祉課	同左
民生委員（児童委員）	高齢福祉課	同左
新発田市社会福祉協議会	社会福祉課	同左
自治会	市民まちづくり支援課 （新発田地域）	市民まちづくり支援課 （新発田地域）
		各支所（各支所地域）

※ 円滑な情報提供を図るため、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に限り、各支所は、避難支援が必要と判断した場合は、平時から保管している

名簿を、当該地域の情報提供先（自治会等）へ情報を提供する。

※ 災害情報の伝達及び未同意者名簿の回収は、情報提供担当課が行う。

12 平時における支援体制

- (1) 市は、事前提供名簿を個人情報の保護に配慮しつつ、避難支援者等に提供し情報を共有する。
- (2) 市は、社会福祉施設等と連携し、住宅、避難所等での生活が困難な者への対応について、福祉避難所としての緊急受入れ体制の整備を推進する。
- (3) 避難支援者等は、事前提供名簿の情報をもとに、災害情報の伝達や安否確認、避難誘導などの個別支援プランの作成に向けた避難支援体制の整備を推進する。
- (4) 市は、避難支援者等との連絡・伝達体制の整備を推進する。
- (5) 自治会等は、「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」という意識を持ち、自主防災組織の立ち上げに向け積極的に取り組み、平時から地域で支え合い、隣近所で声を掛け合えるように要配慮者の支援体制を整備する。

13 災害時における支援体制

- (1) 市は、災害情報を多様な方法（ラジオ（緊急告知エフエムラジオ含む）、テレビ、ホームページ、あんしんメール、広報車等）により市民に伝達する。
その際、災害情報の区域に該当する避難支援者等に対しても速やかに伝達する。
- (2) 市は、災害情報を発令した場合は、必要に応じ個人情報の保護に配慮しつつ、未同意者名簿を避難支援者等に提供し情報の共有に努める。
- (3) 市は、要配慮者の避難状況について、避難所運営担当職員及び避難支援者等を通じて情報収集を行い、必要に応じて福祉避難所等への緊急入所等の調整を行う。
- (4) 避難支援者等は、市が発信する災害情報「新発田あんしんメール」の活用等により積極的かつ正確な災害情報の入手に努める。
また、災害情報を入手又は伝達を受けた場合は、お互いに連携し、災害情報の伝達や安否確認、避難誘導などの支援を行うとともに、避難行動要支援者が安全な場所に避難できるよう努める。
- (5) 災害情報の伝達を受けた福祉施設等は、要配慮者のうち施設入所の必要な者に対して、受け入れ等を実施する。

14 個別避難支援プラン

自治会、自主防災組織等は、事前提供名簿の提供を受けて、他の避難支援者等と相互に連携・協力して、避難行動要支援者の状態（要因）、避難支援者、連絡先、避難路等を記載した個別支援プラン（個人カルテ）を作成するよう努める。

なお、避難支援は強要するものではなく、それぞれが負担とならないように、地域の実情に応じて、できるところから段階的に避難支援体制を整備する。

15 心身のケア等

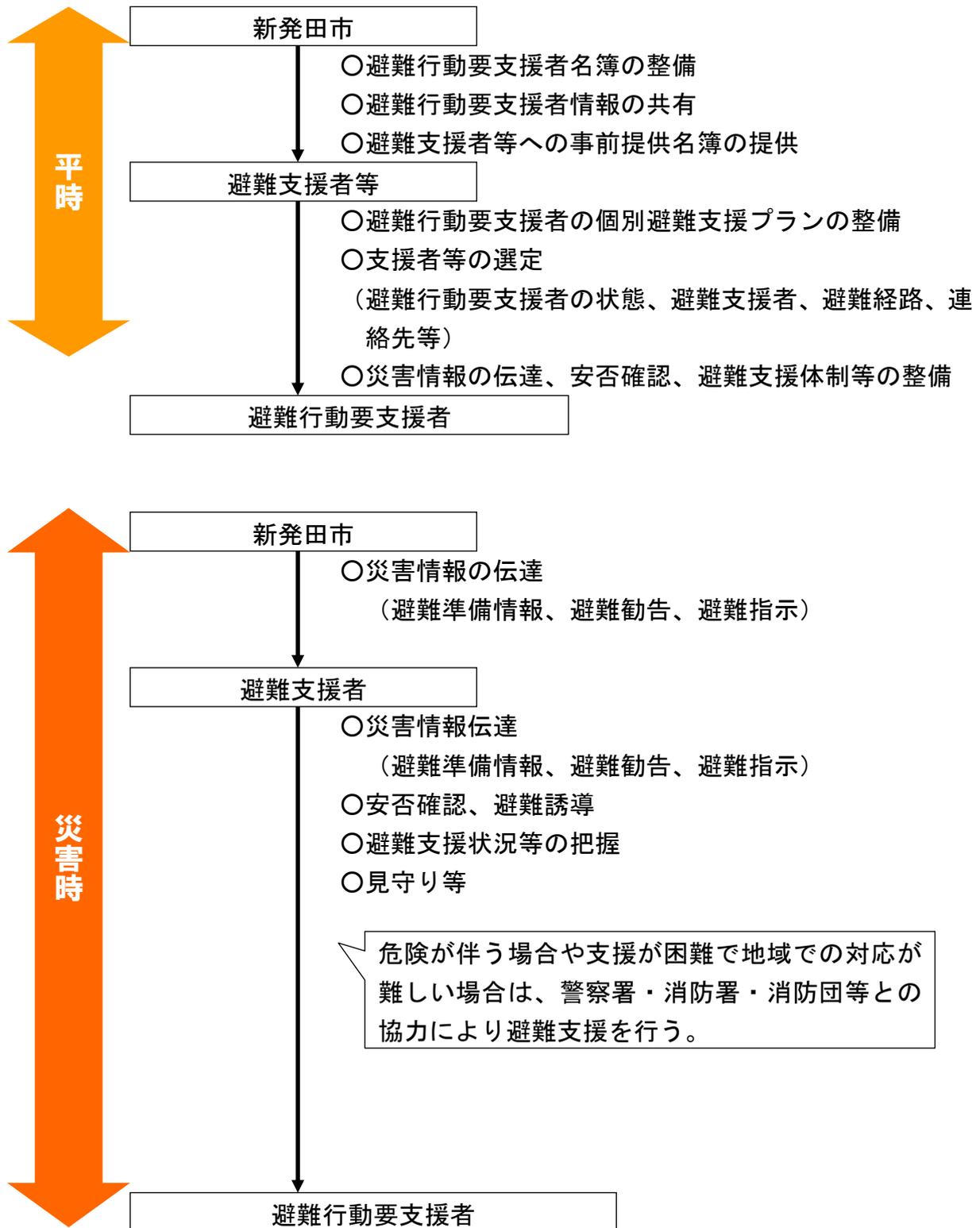
市は、指定避難所、応急仮設住宅又は在宅の要配慮者に対して、心身のケア、生活不活発病予防等のための指導及び支援を行う。

保健師、相談員等による相談、巡回等及び民生委員（児童委員）、ボランティア等による相談、声かけ、見守り等を行う。

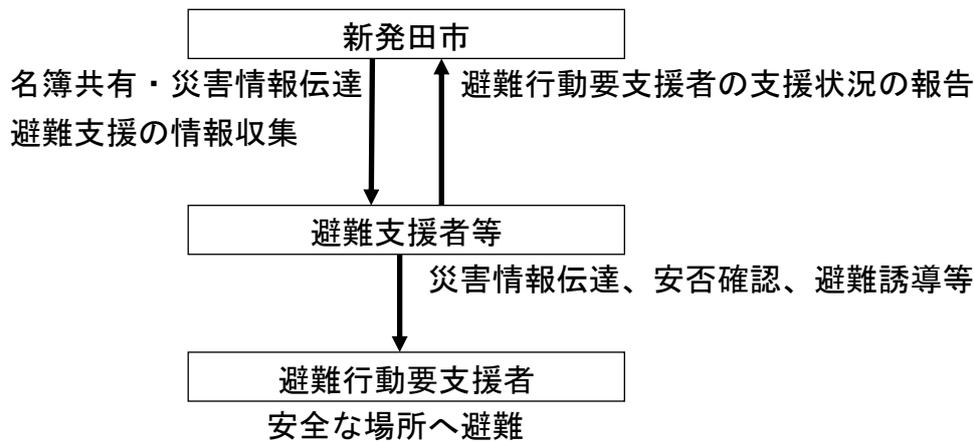
なお、必要に応じて福祉避難所等を設置・開設し、支援体制の充実を図る。

新発田市避難行動要支援者避難支援フロー

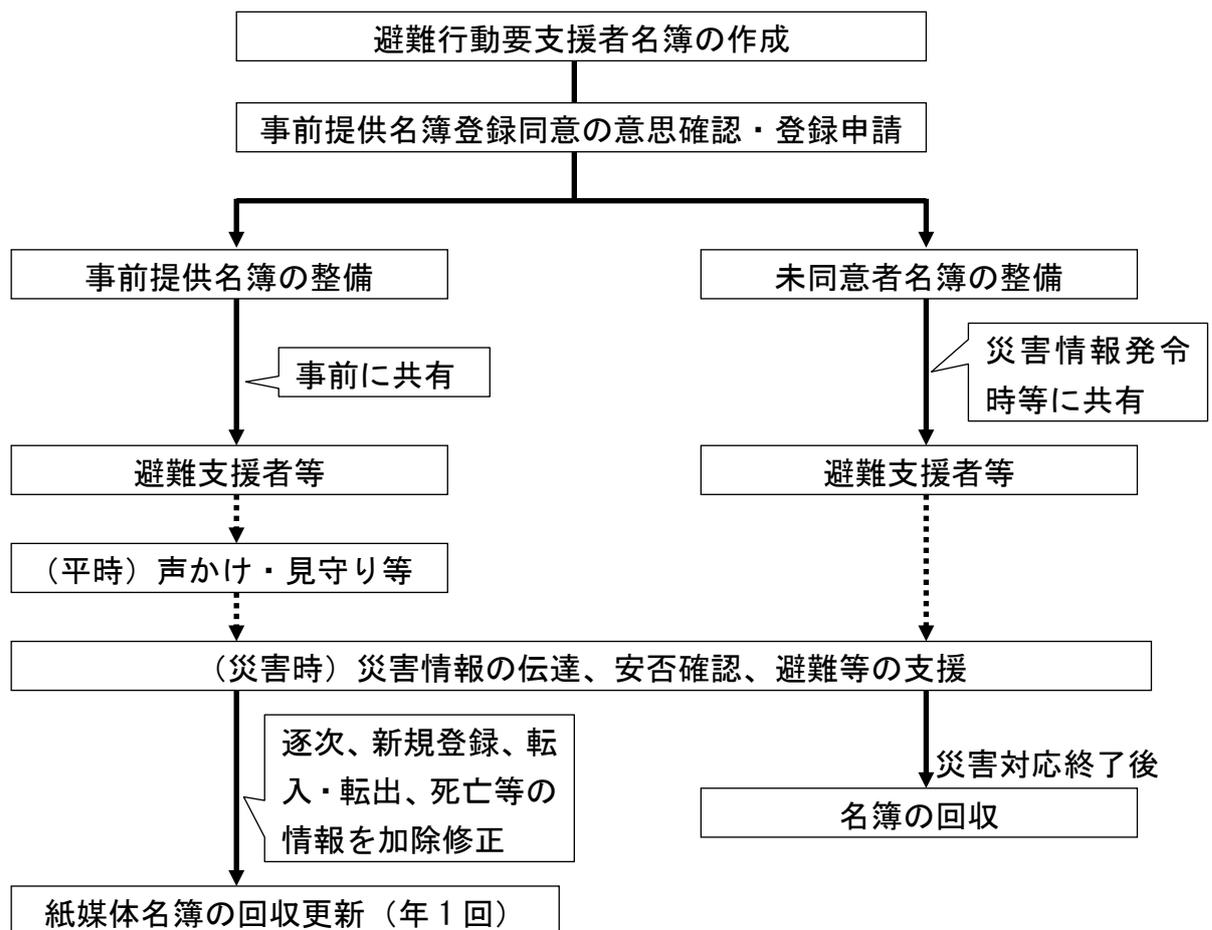
【全体】



【避難支援】



【名簿の整備・管理】



※平時は、避難支援者へ未同意者名簿は提供しない。
(市内部関係課は除く)

新発田市避難行動要支援者避難支援プラン

平成 27 年 11 月

作成・発行 新発田市地域安全課
新発田市中央町 4 丁目 10 番 4 号
TEL 0254-22-3101 FAX 0254-22-3110